

[速報版]

- 委員長（土屋けんいちさん） ただいまから、まちづくり環境委員会を開きます。
- 委員長（土屋けんいちさん） 初めに休憩を取って、審査日程及び本日の流れを確認いたしたいと思います。
- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 審査日程及び本日の流れにつきましては、1、議案の審査について、2、議案の取扱いについて、3、行政報告、4、所管事務の調査について、5、次回委員会の日程について、6、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

- 委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（土屋けんいちさん） 議案第73号 三鷹中央防災公園の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 私からは、議案第73号 三鷹中央防災公園の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

お手元の審査参考資料1ページ目を御覧ください。三鷹中央防災公園につきましては、令和9年3月31日に指定管理期間が終了いたしますので、引き続き、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで、選定方法は非公募にて、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を指定管理者候補としておるところでございます。

次に、2ページ、3ページ目を御覧ください。こちらは、指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果になります。主な点について御説明させていただきます。大きな項目の2つ目、数値項目でございます。2段目の利用者満足度です。こちらについては、右肩上がりの数値となっております。

次に、通知項目3段目、指定管理料でございます。令和6年度、令和8年度が前年に比べて増となっております。主な要因でございますが、令和6年度は、平成29年度からオープンして、側溝に土砂が堆積し始めているというのを除去するため、施設を5分割に分け、清掃及び処分を令和6年度から開始しており、そのため増となっております。令和8年度は、施設がオープンして10年目を迎え、一時避難所の看板、こちらはソーラータイプのライトのバッテリーが交換時期を迎えたため、増となっております。

次に、3ページ目、参考の使用料等収入の状況でございます。こちらは少額ですが、撮影などで使用した収入となります。指定管理者が収入し、その後、市の口座に入る、いわゆる簿外収入のため、5ページからの事業報告書には記載がない状況でございます。

大きな項目の3番目、全体評価、こちらが一番下、総合評価になります。施設の目的を理解して、適切に管理運営を行っているところでございます。利用者に対しては丁寧な対応が行われており、施設の維持管理や、公園の使用許可に関する業務を良好に行われております。適宜、市への報告が速やかに行われています。

[速報版]

引き続き、公園利用者の満足度を把握し、利便性の向上等に取り組むこととしており、2ページ目の一番真ん中の上で、分科会総合評価というのがAとさせていただいております。その右の選定評価委員会評価についても、分科会における判断に同意するというので、こちらもA評価としているところでございます。

5ページ目からは、事業報告書、収支決算書、財務諸表がありまして、飛びまして、44ページに選定方法及び指定管理者候補者審議結果一覧がございます。

次に、すみません、45ページ目を御覧ください。指定管理者候補者審議結果（施設別）がございます。こちらの1、事業実施計画について。管理に係る基本方針、利用者の安全確保、施設利用者のニーズに応える施設管理、プライバシーマークを取得済みであり、定期的な個人情報保護に関する取組を行うなどの個人情報保護に係る措置等、当該施設の管理にふさわしい事業計画となっております。

詳細については、46ページ以降に記載しております。

2の収支計画についてでございます。三鷹中央防災公園の安定した管理運営を継続的に実施することが可能な収支計画となっており、これまでの実績を生かし、指定機関において経費節減努力等を行い、効率的、適正な経費による施設管理を行うことが期待できるところでございます。

詳細は53ページに添付してありますので、後で御覧ください。

次、3の経営状況でございます。こちらの枠の6行目、下から3行目でございます。経理担当者による日常的な会計、税理士等による会計及び業務の監査を実施するなど、会計事務の正確性及び透明性を確保しており、組織や収支の面からも問題なく、良好に経営されているところでございます。詳細は54ページ以降に記載されてございます。

4、最後、審議結果でございます。公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団は、効率的で適正な施設管理を行ってきておるところでございます。市への報告が適宜速やかにも行われております。元氣創造プラザ及び総合スポーツセンターと一括して管理することで、より効率的な運営が見込まれます。安定した管理運営実績のある公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を、引き続き指定管理者として指定したいと考えておるところでございます。

説明は以上になります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑時間については、1議題につき、委員1人当たり片道30分以内となっております。

質疑のある方は挙手を願います。

○委員（成田ちひろさん） よろしく申し上げます。まず、指定管理料のところを伺います。指定管理料のこれまでの実績は一定程度、御説明はあったかなと思ったんですけども、今後のところですか。今後も、これまでの御説明は理由があって指定管理料が増えたよということだったと思うんですけども、今後もこの5年間で増えていくよというところなんですけれども、これについての御説明をお願いしたいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今後も、施設が10年目を迎えて、現在5年間で計画しているのが、中央防災公園にあるソーラータイプの街路灯、フットライト、あとは土留めに関しても少し修繕が必要ということもございます。それに加えて、今後も側溝の掃除、そういったものがありますので、今後もそれなりにかかってくる、収支計画どおりの支出が出てくるのかなというふうには想定している

[速報版]

ところでございます。

説明は以上になります。

○委員（成田ちひろさん） 分かりました。続きまして、非公募の理由にも関係するのかなと思うんですけども、9月、この時期にこの議案が上程されたというところで、伺いたいと思います。上程された際に、指定管理者の再委託がというので少し理由の説明があったかなというふうに記憶しているんですけども、公園に関しては、再委託という、資料を見る限り、25ページとかの中央防災公園施設管理費の業務委託、植栽維持管理業務等委託ということなのかなあというふうにも見えるんですけども、12月でもよかったのかというところについてはどのように考えて、今回ということになったのでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 9月に再委託、9月に今回出させてもらったというのは、再委託するに当たって、一定の期間が必要だというふうに考えております。中央防災公園はかなり広い公園でございまして、先ほど言われたとおり、植栽の維持管理がメインでございまして。そういった中で、樹木の剪定などの精査、契約といった一定の期間が必要であると考えております。

また、一体的に管理する元気創造プラザと同時期に、こういった議案を上げさせていただくということが合理的であるというふうに考えておりまして、今回、9月に上程させていただいたところでございます。

説明は以上です。

○委員（成田ちひろさん） 御説明は分かりました。ただ、樹木の剪定とかいうのでお時間がかかるとはいえ、12月、例えばですけども、プラザのほうが大きくて、いろいろ委託するところがあるのかなというふうにも、グラウンドのほうもまとめて、いろいろ管理するというので議案が出されているのに比べて、1か所の公園であるというので見れば、そちらが決まってから、それも含めて、ここを非公募でスポーツと文化財団にするよというような手法も考えられるのかなというふうに思ったんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今、委員さんが言ったような手法というのも、1つの手法であるかというふうに考えております。いろいろ総合的に検討した結果、やはり一括でさせていただくということと、樹木管理においても、精査委託する一定の期間が必要だというところで、今回は9月にさせていただいたというところでございます。

説明は以上です。

○委員（成田ちひろさん） 御説明ありがとうございました。細かいところも質問させていただきたいと思います。

47ページに記載があることについてなんですけれども、毎年、アンケートを取っていらっしゃるということで、利用者の方からの声がちゃんと拾われている、意見もかなり見ているんだなというふうに、説明いただくこの資料の中でも感じました。そこで、市民意見の話がされています。三鷹中央防災公園・元気創造プラザ総点検での市民意見からというふうなところで、遊具の増設等の要望です。この間、これまでの指定期間内で遊具というのは、何か対応とかされているのかというのの確認をさせていただきたいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 三鷹中央防災公園につきましては、委員さんおっしゃるとおり、アンケートを通じて、遊具の増設を希望する行為が多くございました。そういった中で、今までインク

[速報版]

ルーシブ遊具、ブランコ利用が多い。あとは「じじよまる」の遊具、あとは、熱中症対策ではありますが、ミスト設備などを設置してきた経過がございます。

説明は以上です。

○委員（成田ちひろさん） ありがとうございます。この最終ページの計画書の中では、さらに、その可能性について検討するということなののでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 昨年度のアンケートでも、今まで遊具をつけてきたんですけども、さらに遊具をつけてほしいといった要望も来ているところです。ただ、一方で、三鷹中央防災公園につきましては、防災の役割、また多くイベントも開催されております。その際に、遊具が支障とならないように検討することも重要だと考えております。限られた公園空間の中で、遊具の配置とほかの防災、イベントの機能とのバランスなども総合的に考えていく必要があるかと考えております。

現時点では、具体的な遊具の増設は予定はしていないんですけども、今後、利用状況や市民の皆様からの御意見を踏まえ、検討してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○委員（成田ちひろさん） ありがとうございます。あそこの遊具というのは、設置できる場所というのは、傾斜のある山の部分だけなんではないでしょうか。上の部分についてはどのような整理をされているのでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 基本的には、そこの斜めになっている部分に遊具。上の部分に少し健康遊具があるんですけども、やはり芝生の部分に関しては、一時避難場所というふうに指定されておりますので、そこに遊具を設置することはしない予定でございます。

説明は以上です。

○委員（成田ちひろさん） 防災の機能もあるというところで、市民の方の御意見としては、あその部分、空いているじゃないかというので、さらに希望されているのかなあというふうにも感じ取れましたので、その辺りについては、アンケートのフィードバックみたいなのも、たしかされていたかなというふうにも記憶していますので、何かしらの形で少し御案内を書いたほうがいいのかどうかも含めて、検討して見ていただきたいなど。これは指定管理者に対してですけれども、ここで意見として述べさせていただきたいと思います。

あと、最後に1点だけ。先ほど、これまでの指定管理期間で土砂を取るという話が少しあったと思うんです。これというのは、構造上で仕方がないのかなというふうにも、素人考えでは思うんですけども、これから、この夏みたいに大雨が降った際に、さらに土砂とかが増えていくのかということについて、どのように推測されているのか。

あと、流れていくということは、どこか削られているのかなと。そんなに削られてはいないと思うんですけども、その点については何か補充とかされているのかとか、対応をどのように考えていらっしゃるのかというのを確認したいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） そうですね、構造上、斜めになっておりますので、大雨時には、土が少し雨水に溶けて流れてしまうと。側溝に入って、水だけが流れて、少し土がたまっていくと。本当に少しなんですけども、何年も何年もたつと、それがたまっていくというような形になってしまうので、構造上、仕方がないなというふうには思っております。

流れてしまったところについては、土の状況なんかも、剪定や除草のときなんかにも確認しております。

[速報版]

すので、必要に応じて補充をしていくという、そういった形になります。

説明は以上になります。

○委員（半田伸明さん） よろしくお願ひします。まず、25ページ、これ、財団の説明の中で（13）、三鷹中央防災公園施設管理費2,890万円とあります。消耗品とか、ちょっとした修繕とか、収入印紙とか、こんなのはどうでもいいんですが、植栽維持管理業務委託で1,774万円とありますので、つまり、防災公園は植栽維持管理しかないんですよ、これを見る限り。何で直営でやらないんですか。ここがすごく不思議なんですよ。

併せてもう一つ、都市公園って、うち、ほかにも幾つかありますよね。何とかの里もそうですね。何でここだけ指定管理を出しているんですか。これ、よくよく考えたら不思議なんですよ。ほかの都市公園も全部、指定管理に出すというなら分かるけど、都市公園で同じなのに、片や指定管理者を選定する、片や市が直営でやっている。これ、どう説明をつけるのか。

以上2点、まず教えてください。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 植栽維持管理業務等につきましては、メインは、委員さんおっしゃるとおり、植栽の維持管理の業務になるところでございます。都市公園も幾つかあるんでございますが、こういった芝生をかなり張って、大きな公園であって、元気創造プラザもそういったものと一括管理することが合理的じゃないかと。費用の面もございまして、公益財団法人などのノウハウを活用して、サービスの向上に努められるというような、そういった考えもございまして、中央防災公園につきましては、指定管理の制度を取っているところでございます。

○委員（半田伸明さん） ノウハウも何もないでしょう。委託に出しているだけでしょ。財団を通過させなきゃいけない理屈づけがならないんですよ。私、正直、これ、あまり深く考えていなかったけど、実は初めて今朝、やっと資料に目を通したんですが、よくよく見ると、これ変だなと思って。今、複合施設の一体的な維持管理という表現がありましたね。49ページにそれ、書いてあります。

上のほう、1、施設の維持管理経費の削減。複合施設との一体的な維持管理によりとありますね。ところが、防災公園は植栽の関係しか委託に出してないでしょう。となると、この複合施設の一体的な維持管理という表現からは、元気創造プラザの何らかの植栽だとか、剪定だとかいうのも一体管理をしているというんだったら理屈は通るんですが、この辺り、どうですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 植栽維持管理業務等委託料の中には、細かく言いますと、普通の清掃なんかの維持管理業務も含まれていたり、先ほど説明した集水ますの側溝の清掃業務、そういったものも含まれているところでございます。

特に清掃業務に関しましては、元気創造プラザとか、そういったものを一体的に清掃することで、効率的、そして金額においても節減できるような。例えば中央防災公園だけでの清掃を頼むのであれば、委託業者にかなりの費用がかかってしまうと思うんですけれども、一体的に頼むことで経費の節減というのを図られているというふうに考えております。

○委員（半田伸明さん） その委託料のところで「等」であるから、だったら、それを最初に教えてください。植栽だけだろうという目で見えていたので、「等」の中身は実はかくしかじかですと。今の雨水浸透ますはいろいろ御説明がありましたが、それを含めて、元気創造プラザのほうと一体で出しているというんだったら、これは理屈は通るなと思いますので、今の説明で了解をしました。

次に、45ページ。指定管理者候補者審議結果（施設別）ということで、中央防災公園につき、2番、

[速報版]

収支計画についてなんですが、指定機関において経費節減努力を行い、効率的かつ適正な経費による施設管理を行うことができますとありますよね。これ、私、ちょっと不思議に思っています。

次に、53ページ。指定管理は増えていくじゃない。どこが経費節減努力なんですかってなるんですよ。これ、どう説明つけますかね。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 指定管理料の増というところでございます。こちらの支出でございますけれども、計算すると、年間、大体1.5%ぐらいの増という形になっております。今、国なんか、人件費なんかですと、さらに増となっているのを、1.5%増で抑えているというところもございます。そういった面からも、昨今の価格上昇を抑えた増となっているのは確認しているところでございます。

説明は以上です。

○委員（半田伸明さん） 言いたいことは分かりますけど、数字、増えていくわけでしょう。じゃあ、指定機関において経費節減努力等を行い云々かんぬん、期待できるって書いてちゃ駄目でしょう、増えていくんだから。

何が言いたいかというと、こういうのはきちんと文章を作ってくださいということなんです。これ、指定管理料が増えていくのに、経費節減努力って、矛盾するじゃないのって言われたら、これ、おしまいじゃないですか。もう一回、これ説明してもらえますか。納得できない。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 先ほどの45ページの言葉、効率的かつ適正な経費節減努力等を行い、効率的、適正な経費による施設管理を行うことが期待できるというところと、収支計画書が少しそごがあるという御指摘でございます。その辺については、確かに委員がおっしゃっているところもございます。ただ、先ほど説明した部分もございます。

今後は、あまり誤解が生まれないような資料の作成というのに努めてまいりたいというところでございます。ただ、やはり、昨今の物価上昇に加えて、抑えているというところで経費節減をしているということで、私どもはそういうふうな考えで記載しているところでございます。

○委員（半田伸明さん） 前年に比べて1.5%増が積み重なってという、先ほど御説明ありましたね。1.5%の増で抑えているということが、経費節減努力という発想なんです。ここ、確認します。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 先ほど言われたとおり、1.5%で抑えているというのがその説明になります。実際に、国土交通省等の人件費なんかですと、ここ二、三年は年四、五%の増と、そういったような上昇もございます。そういったものに比べると、上昇率は低いと、抑えているというふうに捉えているところでございます。

説明は以上です。

○委員（半田伸明さん） 先ほどの都市公園の話に戻します。例えば丸池だとか、そういう都市公園を直営でうちがやっている。片や、防災公園については、財団のほうに指定管理に出す。何で違いがあるのということを聞きましたよね。指定管理者選定というのは色分けできるんですけど、同じ都市公園法に基づいて造られた都市公園ですよね。こっちは指定管理に出すけど、こっちは直営でいくよということの説明ってつけられますか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 都市公園の条例もございしますが、三鷹市中央防災公園の条例というのも、別個にございます。その中で、指定管理が行うというふうに条例の中で記載しているので、そこについてはきちんと整理ができるかと思えます。

○委員（半田伸明さん） 51ページ、下から2行目に、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例と

[速報版]

いうことで、これ、一緒になっているんですね。この条例の中で、一緒になっているから、指定管理者に出さないといけないという流れなんですか。ここはきちんとしておきたい。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 条例名といたしましては、三鷹中央防災公園条例だけです、すみません。そこの第4条でございます。そこで指定管理者が行うというふうになっております。第4条2で、指定管理者は三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、第4条第1項から第3項までのいずれかに該当するとともに、防災公園の適切な維持管理及び市民の交流の促進を図るために必要な能力及び実績を有する者とするということで、ここで指定管理について記載がされています。

○委員（半田伸明さん） 条例が2つあるんだったら、51ページ、これ間違っているでしょう。三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例、私はそう思っていましたよ。不勉強と言われたら、私が返す言葉がないんだけど。中央防災公園条例だったら、これ、誤解されるでしょう。どうですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 委員御指摘のとおり、少し記載が誤解を招きやすい記載だったというふうに感じております。

説明は以上です。

○委員（半田伸明さん） くだいようですが、三鷹中央防災公園条例の中で、指定管理に出すという条文がある。だから、今回は指定管理者再指定で議案が出てきた。一方、ほかの都市公園条例はどうですか。指定管理に出すって書いていないんですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今、都市公園の条例は持っていないんですが、指定管理が書いてあるというような記憶はございません。

○委員（半田伸明さん） となると、同じような性質、都市公園法の中で同じもののなのに、片や指定管理に出す、片や直営で行くということの合理的説明は、これ1回考えんといかんと思います。条例に書いてあるから、指定管理に出すんだ、そりゃ、そうですよ。だけど、ほかは違うでしょう。じゃあ、その区別の基準はどこにあるのって、実は今まであまり議論されてこなかったんじゃないですかね。ここはきちんと整理したほうがいいと思うんですよ。

もう少し納得できるような説明いただけないですかね。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（山中俊介さん） 委員御指摘のとおり、三鷹市、都市整備部としてですけれども、三鷹中央防災公園については、おっしゃるとおり、条例に基づいて指定管理を出す。都市公園について、今、確認できていないところですけど、私も記憶の中では指定管理者のほうに出すということは記載はないというふうに考えています。

委員おっしゃるとおりの問題意識というのは、我々も認識不足のところもありましたので、そこについては、今後、内部で整理していきたいというふうには考えております。

○委員（半田伸明さん） ざざっと資料を見た限りは、これだけ疑問がいっぱい出てきたんですよ。だから、これは議案審査参考資料という位置づけですから、出す前に、まず、きちっと、もう一回確認をしてください。先ほどの収支計画で、経費節減努力を行い、期待できるって書いてありながら、指定管理料はどんどん増えていく一方じゃないかというのは、これ、返す言葉はないですよ。でも、1.5%の増で抑えているんだという説明で分かりましたけど、この審議結果の施設別の資料だけ見ると、やっぱりこれは不思議だなと思うんですよ。

だから、失礼な言い方かもしれないですけど、こういうのはひな形を、そのままテンプレではなくて——していないと思いますよ、だけど、この文章でどういう突っ込みが来るんだろうかというのを一応

[速報版]

考えてみてください。そこは言っておきたいと思います。

あと、条例上の位置づけ、直営でもいいんじゃないかという理屈に対して、雨水浸透ます云々をはじめとして一体型管理をしているという理屈はよく分かりました。

以上で終わります。

○委員（栗原けんじさん） 私からも、前委員も指摘している部分もありますので、重複する部分はありますけども、確認したいと思います。

初めに、細かい点で、参考資料の2ページ目の共通項目の評価で、施設維持管理では、全て共通項目でAですけれども、安全管理について迅速に対応し、良好な環境維持に努めているという評価をしています。どのような迅速な対応をしなければならないものがあったのか、その対応の中身をどのように評価したのかという点を、確認しておきたいと思います。

また、運営及びサービスの質の向上の点で、これもAなんですけれども、使用団体及び公園利用者へのアンケート調査により、利用者ニーズの把握ができていているという評価をしています。さっきの評価でも、調査で遊具の拡充などを求める声があったということですから、アンケート調査の具体的中身、どのように調査をして、結果が出ていて、それに対して、どのように対応されたのか。A評価にする判断に至った点を確認しておきたいと思います。

まず、その点、よろしくお願いします。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず1つ目、施設等の安全管理、迅速に対応というところなんですけども、こちら、市民からの御要望で、ロープ柵が少し隙間があるよというような、もしかしたら、子どもが落ちるかもしれないといった御指摘もございまして、そこにロープを少し延ばすというような修繕をしているところでございます。

アンケートにつきましては、全て緑と公園課にも上がるようになってきておりまして、財団さん、緑と公園課、そういったところでアンケートの自由記述がございまして、そういった記述、遊具を増やしてほしいですとか、ボール遊びがしたいとかいったのもいろいろあります。

そういったものに関して、財団さんとお話をして、対応できるもの、対応できないもの、そういったものをフィードバックして、回答ということで元気創造プラザの1階に掲示をしていると、そういった対応を行っているところでございます。

○委員（栗原けんじさん） アンケート調査による利用者対応という点では、アンケートに寄せられた声に対して、ちゃんと答えも出しているという評価ということですね。分かりました。

数値項目についてです。利用者数なんですけれども、令和5年度から令和6年度、これ減少していて、令和7年度も対前年度比で減少しています。この分析はどのようにとされているのか。利用者満足度が上がっているわけなんですけれども、利用者数が減っている分析というのはどういうことなのか。

また、利用者というのはどこのどういう階層なのか。公園の遊具などもありますし、利用者数はどのような階層の人たちが、どのような時期に、どういう催しでということとされているのか、日常使いでの公園としての利用なども含まれているのか、この利用者数の減少傾向については、どのように評価されたのか、確認したいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 利用者数につきましては、イベントなどの利用申請が出てきた場合の人数という形になります。令和5年度の増に関しましては、令和5年度から防災フェスタのイベントが開始されまして、それに関して2,000人程度増になっております。令和6年度、令和7年度は、ス

[速報版]

スポーツフェスタが令和5年度から令和6年度に関しまして3,000人減っておりまして、令和6年度から令和7年度もスポーツフェスタが2,000人減っているということで、その数値が反映したのによります。

イベントなんかですと、どうしても天気などによって利用者の数が減ったりしますので、そういったことも影響しているのかなというふうに分析しているところでございます。

説明は以上になります。

○委員（栗原けんじさん） スポーツイベントなど、気候的な状況も影響したのではないかと。これ、具体的にそのような分析をされているんですか。施設利用で、団体利用などがあったときの利用勝手も、当然評価の1つになると思います。

また、イベントがないときの市民の利用状況というのはどのように把握して、これに反映されているのか。日常における安全対策、当然、施設管理維持というのは評価の基準になると思いますので、この利用者数の分析と、日常使用での分析と、どのように把握しているのか。日常使用でどのような利用者が多いのか。これ、24時間使える公園ですね。日が暮れても、これから日が短くなりますけれども、子どもさんも含めていらっしゃるのを見かけます。安全対策上も配慮しなければならない視点だと思いますけれども、その点での管理などはどのように評価されているのか、確認したいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず最初に、日常の利用者の数でございますが、こちらについては、カウント等はしていないというのが状況でございます。ただし、朝は散歩の方とかが多く、夕方は、委員さんもおっしゃるとおり、お子さん連れの方が遊具なんかで遊んだりしているような形が多い状況でございます。そういった利用者は多い公園でございますので、安全管理という点では、非常に指定管理者も、私どもも注意して。

市役所から近いこともありまして、よく管理者を任せている者として、現場を確認したりしながら、安全面からもよく監督させてはいただいているところでございます。

説明は以上になります。

○委員（栗原けんじさん） 24時間使える公園でもありますので、元気創造プラザが閉まっている時間なども、管理の重要な視点です。その点でも評価しなければならないかと思います。今後、課題にしていきたいかと思います。

全体評価の部分で、課題の対応状況ですけれども、実施事業の拡大など、こうした活動を行うことが触れられています。これは先ほどのイベントに係る点だと思いますけれども、どのような努力をこの間されてきて、今回の非公募の判断につながっているのかという点を確認したいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） イベントなんかは、元気創造プラザと一体となって、まるごとウエルカムデーなどを開催させていただいております。公園の部署も参加させていただいて、遊具ですとかを設置させてもらって、皆さんに遊んでもらったりというような。今、井口総合グラウンドの横のつばき児童遊園に、ジャンプするような白い遊具があるんですけど、それを室内のほうに置かせてもらって、利用者の方に御利用いただいたりですとか、そういったようなイベントなんかの拡充はさせていただいているところでございます。

そういった点を評価しながら、全体評価としてA評価をさせていただいております。

説明は以上になります。

○委員（栗原けんじさん） この間の指定管理者に対する評価は努力も含めて分かりました。

[速報版]

最後に、この間の質疑でも明らかになっている点なんですが、今回これを非公募とすることの判断で得られるメリットというのを、もう一度確認しておきたいと思います。実際に植栽の管理が中心点で、元気創造プラザなどとの複合管理で、効率性が上がるということでの説明がありましたが、その点は、今回の非公募にする決定的な理由なのか、改めて確認しておきたいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 非公募の理由でございますけれども、今まで培ってきたノウハウですとか、そういった効率的な運営ができます。公益財団という、公益的な施設運営というのも期待できる。そういったことから、引き続き指定管理者を指定したいということで、非公募にしているところでございます。

○都市整備部長・新都市再生ビジョン担当部長（山中俊介さん） 今、担当課長が申し上げたもの以外にも、これまでも御説明しているかもしれませんが、やはりガーデニングフェスタとか、農業祭とか、商工まつりなど、もちろん防災公園だけではなくて、館全体を使ったようなイベントというのをやっております。

そうしますと、どうしても利用者さんの歩行空間であったりとか、動線の確保とかいうのは、やはり調整するのが非常に大変な部分でもあります。そういった中で、元気創造プラザのほうを、今回、スポーツと文化財団が引き続きやるような形になれば、一体的な管理というような形になりますので、その辺の調整も含めて、非常に円滑にできるのかなと、我々はこういうことを理由にして、非公募というふうにしているものです。

○委員（栗原けんじさん） 今の説明は、非公募にしていく大きな要因だと思いますので、市民に対して分かる説明をしていくということが必要だと思います。

確認ですけれども、公募ということについては検討されなかったのか。その実態、中身については植栽管理中心で、元気創造プラザとの連携が必要な事業に対してのメリットがあるということでの非公募ですけれども、この事業がより効率的になり得るという客観的な確認ということかというと、やはり公募を通して新たな提案をされる事業者も当然あると思いますし、その中では、連携についても、当然そういう中身、この防災公園の持っている性格を持った公募がされる。もしプロポーザルをやれば、提案されると思うんです。

評価で、継続するメリットもありますけれども、それをマンネリ化させない。事業者がより自分の事業を見直し、効率化を追求していく上でも、その緊張感というか、事業者としての請け負った責任を果たすということは、絶えず公の仕事をするという点では、自覚していないといけない点だと思います。

先ほど、非公募にした理由についての説明ですけれども、公募については検討されなかったのかというのを、もう一度確認しておきたいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 審議結果がA評価だったということもあって、公募については検討していないところでございます。先ほど委員さんがおっしゃったように、メリットもございますし、逆に、デメリットとしては、例えば指定管理者が代わると、今まで培ってきたノウハウがなかなか生かされないという点もございます。

ただ、今回、指定管理者による管理になったとしても、市としても、公園の設置者としての責任がなくなるものではないので、市として適切に監督を行って、指定管理者と連携しながら、利用者へのサービス向上には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上です。

[速報版]

○委員（栗原けんじさん） 指定管理者が非公募で継続して受けるということになる議案ですので、その点では、より効率的に行われるという客観的な、市民に対しての説明が必要となると思いますので、その点を明確にする必要があるということは指摘しておきたいと思います。

終わります。

○委員（吉田まさとしさん） よろしく願いいたします。1点だけ、50ページの利用者のトラブル等の未然防止とあるんですが、このトラブルに関して、先ほど運用に関して遊具の危険箇所とかの改修・改善を行っているというお話はいただいたんですが、実際トラブル、この5年間で具体的にどんなことがあったのか、お聞きしたいと思います。

お願いします。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） トラブルでは、ボールを使っていて、ボールが当たりそうになって危険だということですか、あとは、お正月にたこを揚げている、たこの糸が切れて、たこが落ちてしまったとか。あとは、犬の散歩をされている方が多いので、犬にかみつかれそうになったとか。かみつかれていないんですが、かみつかれそうになったという、そういったトラブルのほうはお伺いしているところでございます。

説明は以上です。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。この中で、一番文末のほうで、心構え等、細かく指導するとなっているんですが、どんなトラブルが発生するか、これはマニュアル化されていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 業者のほうで、業務維持管理マニュアルというのを作成して、そういったものについて対応しているところでございます。アンケートでも、注意するときですとか、市民からお話を受けるときの対応が少し悪いと、すぐアンケートの悪いという評価につながりますので、指定管理者の職員のほうも、市民対応というところはかなり気を遣って対応しているという、そういったところでございます。

説明は以上になります。

○委員（粕谷 稔さん） あくまでも、これ、中央防災公園の指定管理ということなので、元気創造プラザの使い勝手の課題とか、これまでの総点検とか、いろいろやられてきたという取組も十分理解した上で、今、様々、苦情の対応とか、維持管理の部分での質疑が続いておりました。

今現在のこの公園でのトラブルの未然防止とか、また、市民意見とか、要望とかっていうお声がすごく出てきているかと思うんですが、公園の部分のいわゆる遊具の破損だとか、この中にも記載がありますけど、公園利用者の声に対する苦情とかっていうのも、近隣から入るのかなあという気もするんですけども。

今、巡回とか、施設遊具だとかの確認体制というのは、どのように実施されているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 遊具の点検に関しましては、ほかの公園と同様に、資格を持った業者のほうに委託して、年1回点検しているところでございます。今年度でございますけども、インクルーシブ遊具のブランコがかなり利用が多くて、上の金属の部分が摩耗しているというような報告も受けて、今、今年度なんですけども、修繕の対応を行っているような状況でございます。

遊具に関しては、適宜点検をしております、迅速な対応に努めているところでございます。

[速報版]

説明は以上です。

巡回に関しましては、1日1回回っているそうです。もし市民の方から、公園で不適切な利用があるとか、ごみが落ちているとか、そういうのが受付に来た場合は、順次、迅速に対応していると、そういった形になります。

○委員（粕谷 稔さん） ありがとうございます。公園の入り口、駐輪場でシルバーの方がいらっしゃる。イベントのときなんかは、役に就いていらっしゃるのかされているかと思いますが、たまに聞くのが、市のイベントとかの際、駐輪場が分散しているところもあるじゃないですか。なかなか止めにくかったりとかいうこととか。

あと、大きなイベントのときには、こちら、市役所側に誘導をしていただいたりとかしているかと思うんですが、そうした部分の何か課題とかいうのは、現状どのように認識されているでしょうか。いわゆる市主催の大きなイベント時と、ふだんの元気創造プラザの開放という部分の、来られる数もまた圧倒的に違いがあるかと思うんですが、その辺の認識というのは今どうされているのかお伺いしたいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） イベントのときは、元気創造プラザとふじみ衛生の間の、あそこのアスファルトのところを臨時駐輪場にして、委託業者の方が整理しているので、イベント時はスムーズにいけているんですけども。平常時、市役所側の西北の角、少し斜めになっているところに自転車を止めさせていただいている。そこが少し乱雑にならないように、整理に努めている、そういったような形になります。

どうしても施設に対して、駐輪場が少ないというような課題もございまして、臨時駐輪場ということで、西北のところにつくらせていただいているんですけども。そういった駐輪場の整理なんかについては課題がございまして、今後、止めやすく、危なくないような整理ができるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（粕谷 稔さん） ありがとうございます。先ほどもございましたけど、施設利用者の御意見ボックスみたいなやつで、フィードバックされていると思うんですけど、これ、例えばできること、できないこととかってあると思うんですよ。公園の部分も含めてなんですけれども、そうした部分で、できないことに関しても、ちゃんとしっかりお答えしていただいているという認識でよろしいですかね。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） はい。できること、できないことについて、お答えさせていただいております。特にできないことについては、今、相手のアンケートを書いてくださった方も御理解いただけるように、できるだけ丁寧な説明というようなことを心がけております。

○委員（粕谷 稔さん） その部分では、今この御時世ですので、まず、現場で市民の方と接しているらっしゃる職員の方々、本当大変に苦勞されているだろうなという気はしますので、その部分は丁寧にまた御対応いただければというふうに思います。

一体的な施設管理というか、役所も近いですし、そういう意味では、私はスポーツと文化財団が管理することのメリットというのは一定程度理解はしているつもりではありますけれども、一時避難場所にもなっていますし、そうした部分の公園の使われ方というのも、元気創造プラザが完成したときに、荷重の問題がありましたよね。アリーナの天井と、公園のいわゆる芝生部分というか、公園部分が一体的になっているということで、我々もいろいろな提案をしたときに、荷重の課題がありますと。

ということは、施設運営をしていく上では、これはずっと付きまとう課題だと思います。そうした部

[速報版]

分の、特に公園部分の利用者の方、先ほど遊具の御要望とあってあったかと思いますが、何でもできることではないでしょうし、イベント開催時にも、車両が搬入することへの規制とかいうのも、我々もこの10年間、市側の御苦労、いろいろ伺ってきたつもりではあります。

そうした部分を、利用者の方にも知っていただく。ウエルカムデーという取組が記載もされておりますけれども、その施設の建築的な特徴とか、そうした部分を利用者の方にも知っていただく機会というのも、定期的に持ったほうがいいのかなあと、今お話を伺っていて聞きました。

あと、上がネーミングライツで収入があるわけですが、そうした御協力いただいている事業者さんとの連携とか、良好な関係の継続という部分での取組も、公園の利用者が何人だったとか、自動車メーカーさんに、こんな使われ方をしていますみたいな、このフィードバックの部分というのは何かやられているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） ネーミングライツですとか、そういったものに関しては、ホームページ等でお知らせしているところではございます。荷重の問題ですとか、建設時、そういったことなにかも、今後、機会を捉えて、ガーデニングフェスタですとか、まるごとウエルカムデー、そういったところで機会を捉えて、市民の方に周知して、御理解いただけるような、そういった機会に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（粕谷 稔さん） ありがとうございます。その部分を市民の方にも分かっていただくということはすごく大事でしょうし、今この御時世ですので、ネーミングライツ、引き続き来年もお願いしませうみたいな感じでやっていただける時代ではないのかなという気がいたします。そうしたことによる企業側へのメリット、広告とか、宣伝という部分で、今、この物価高の御時世ですので、なかなかその部分って、これから企業側も収支の中でどう工夫をしていくかという課題があらうかと思います。せっかく良好な関係でネーミングライツをお支払いいただいているわけなので、何かしら企業さんにもメリットがあるようなことも、財団も含めてなんですけれども、考えていったほうがいいのかなという気がします。

その部分の御検討と、これからも親しまれる公園の整備。一時避難場所の活用の部分なんかは、災害の規模によっては、一度に多くの方が押し寄せてきて、それこそこの荷重の課題があるところに人がたまってしまわないような日頃からの備えとか、訓練の事前の近隣の方の御協力とか、認識という部分も必要なのかなという気がしますので、その部分もまた持ち帰って、ぜひ検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○委員（おばた和仁さん） 幾つかお聞きしたいと思います。まず最初に、51ページに三鷹市中央防災公園条例と、元気創造プラザ条例、2つあるということが示されています。ということは、理論的には、それぞれの指定管理者ということが条文の中にあるということなので、別々の指定管理者にするということは、理論的には可能ということですね。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） その条例を読む中では、一緒にということはないので、別々も可能というふうに考えているところでございます。

○委員（おばた和仁さん） ありがとうございます。しかしながら、今までの各委員からのいろいろな御質問の中で出ていましたが、様々、この施設が元気創造プラザと、この中央防災公園、かなり一体的なものであり、いろんなイベント等も一体的に使うということが、現実としてはある。そういった施

[速報版]

設であるというのは、非常に重要なポイントじゃないかなと思います。

ちょっとお聞きしたいんですけど、駐輪場は今2か所ありますでしょう。1つは、元気創造プラザの中に駐輪場の施設がありますよね。もう一つは、外の公園のところにありますよね。外の公園の駐輪場は、言ってみれば防災公園のほうの施設管理ということになるという認識で大丈夫だったですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今は、地上に出ている駐輪場、あそこは公園の敷地でございます。もう一つのところというのは、東八浴いにあるところか、それとも地下に入っていく。

（「地下に」と呼ぶ者あり）

地下に入っていくところでございますね。地下に入っていくところについても、公園の敷地の範囲に入っているような形でございまして、昨年度、駐輪場のシールの貼り替えというのも、この指定管理の中で修繕させてもらっています。

○委員（おばた和仁さん） ありがとうございます。私はすっかり、地下に入っていくほうは、元気創造プラザの範囲内かなと思ったんですけど、そうではないということですね。いずれにしても、駐輪場を使うという人は、この元気創造プラザに来る人がかなり使っているわけですよね。そういった意味では、農業祭等のイベントだけでなく、常日頃から日常的に両者不可分の一体的な施設だというのは、かなり明確のような気がします。

そう考えると、公園についても、指定管理者を置いて一体的に管理するというのが私は望ましいと思うし、できれば同じ管理者のほうがいざいざと便利だろうと感じるところなんですけれども。逆に、これは、公園に指定管理者を置かないとすると、かなりいろんなデメリットが出ると思うんですけれども、そこら辺はちょっと整理していただくことは可能ですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 直接管理するという形になりますと、あれだけの芝の管理ですとか、樹木もかなりきれいな状態で維持管理されております。そういったところを直営で管理していくというのは、なかなか難しい部分もあるかというふうに考えております。指定管理にすることにおける防災面を含めて適切な維持管理、そういったものが望めるというふうに考えております。

○委員（おばた和仁さん） 今、芝刈りというお話があったので、そういった意味で、この樹木管理ということよりは、芝管理というのはかなり特殊なものだと思うので、そういった意味では、一般的な都市公園の樹木の管理と、またちょっと違うものがあるのかなというような認識をさせていただきました。

いずれにしても、この委託料というのを見ると、何となく植栽関係というのが多いように見受けられるんですけれども、実態はかなり違ったところも、芝生ということも含めてあるのかなということと、それだけでこの施設管理ということをつまえないほうが、この指定管理については、業務委託料の金額の多寡で、割合で見ないほうがいいのかという認識は、今までの委員さんのいろいろな質問の中でも感じたところでございます。

ありがとうございました。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で、本件に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 議案第73号 三鷹中央防災公園の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

[速報版]

本件に対する質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第73号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○委員長(土屋けんいちさん) 休憩いたします。

○委員長(土屋けんいちさん) 委員会を再開いたします。

○委員長(土屋けんいちさん) 都市整備部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○公共施設課長(竹内 茂さん) 私のほうから、旧三鷹市三立ＳＯＨＯセンター用地他購入事業者選定に係るプロポーザル審査結果について、御報告いたします。

資料Ⅰを御覧ください。旧三鷹市三立ＳＯＨＯセンター用地及び旧下連雀さんりつ児童遊園用地につきましては、市内医療機関を取り巻く環境が一層厳しさを増している状況を踏まえ、安定した地域医療体制の維持、拡充を支援するため、医療事業者による土地利活用を前提に、当該用地の購入事業者選定に向けた公募型プロポーザル審査を実施いたしました。

審査では、書類審査及びプレゼンテーション審査を行いました。書類審査では、買取り希望価格に関する事項と、財務状況に関する事項を審査いたしました。また、プレゼンテーション審査では、土地利用に関する事項、市民、市政への貢献に関する事項、周辺地域への環境配慮に関する事項、施設整備に関する事項のそれぞれについて、各審査委員が評価を行いました。

１、売却対象地の概要です。売却対象地は、旧三鷹市三立ＳＯＨＯセンター用地294.06平米と、旧下連雀さんりつ児童遊園用地90平米の計384.06平米です。

２、選定までの経過です。市民への周知につきましては、「広報みたか」４月19日号でお知らせするとともに、同月19日よりホームページに掲載し、４月20日から５月22日の期間で募集要項を配布いたしました。この結果、１社から応募がありましたので、参加資格要件を確認の上、書類審査を経て、7月14日火曜日にプレゼンテーション等審査を実施し、土地売買契約の相手方となる候補者を決定いたしました。

参加資格要件といたしまして、経営不振の状態にないこと、応募者自ら本件土地を取得し、活用すること、また、法人格を有する団体で、現在、市内で病院を運営する事業者であることなどを確認し、その後、書類審査とプロポーザル審査を行いました。審査結果につきましては、候補者に8月6日木曜日に通知をいたしまして、本委員会には翌日7日に情報提供をさせていただいたところです。

なお、市民には週明けの8月10日月曜日より、ホームページで公表をいたしました。

３、購入候補者です。審査の結果、医療法人財団滋生会、野村病院が選定されております。

４、買取希望価格です。最低売却価格2億736万円に対しまして、買取希望価格は2億970万円。平

[速報版]

米単価54万6,000円でした。

5、今後の予定です。今後は、候補者と詳細を協議の上、9月下旬をめどに土地売買契約の締結、10月下旬までに売買代金の納付、そして、11月下旬に物件引渡しと所有権の移転登記を行う予定としております。

報告は以上となります。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で都市整備部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 生活環境部報告、本件を議題といたします。本件に対する市側の説明を求めます。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 生活環境部の行政報告は2件となります。1件目は、家庭用廃食用油の回収事業の開始について、2件目は、牟礼里山農園（仮称）の整備手法の変更に伴う対応についてでございます。

詳細は、それぞれ担当の部課長から、資料に沿って御説明します。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） 私からは、資料1、家庭用廃食用油の回収事業の開始についてを御説明いたします。資料1を御覧ください。本事業は、こちらの事業の趣旨のとおり、家庭から排出される廃食用を回収して、航空燃料などへ再生利用し、天然資源の使用量削減と資源循環の推進を図るものです。このたび、市として本事業を開始することから御報告させていただきます。

それでは、2番の回収拠点の概要の表を御覧ください。拠点は深大寺二丁目にある公共施設、リサイクル市民工房です。回収日時は、リサイクル市民工房の開館日と開館時間に合わせて、御覧の日時で回収をいたします。回収方法は、市民の皆様にご使用済みの油をペットボトルなどの容器に入れてお持ちいただき、容器ごと回収ボックスに投入していただきます。回収開始は令和8年中旬の予定です。

なお、本事業は、令和8年度の施政方針に掲載しておりますが、その手法を一部見直しております。具体的には、当初、市内協力店舗3か所での回収としていましたが、公共施設1か所に見直しました。見直しの理由は、昨年度から回収拠点の設置に向けて話し合ってきました事業者さんからのお話で、東京都から三鷹市同様の回収拠点設置の話があったということがきっかけでした。1つの店舗に同じ目的の三鷹市と東京都のボックス設置は、貴重なスペースの有効活用になりませんので、まずは東京都の話優先して聞きたいということで、三鷹市の事業の話を進めることができない状況となりました。

また、東京都の拠点整備の進め方は、東京都が現在3つの事業者と協定を締結をしております、東京都というブランドと、補助金などのこういった支援を受けて独自に事業者が声かけを行うもので、東京都自身が声かけをしている事業者、こういったものを全て把握している状況でもないようで、今後の進捗も見えにくい状況ということもございます。

そのため、今後の本事業の展開としては、まずは市の公共施設を活用した回収体制をスモールスタートで構築することといたします。そして、民間事業者については、東京都による拠点整備に注視しながら、東京都の事業を後押しするような周知啓発、こういったことを行っていきたいと思っております。

[速報版]

その状況によっては、さらなる市の公共施設の拠点整備が必要なのか、こういったことも検討してまいりたいと思います。

続きまして、事業経費ですけれども、回収ボックス等の整備費や、事業周知ためのポスター・チラシ作成費で103万2,000円ですが、この経費は、当初は3か所設置することを想定していたものです。そのため、今回1か所に変更しましたので、予算執行はこの大体3分の1程度になる予定となっております。

なお、これらの経費につきましては、東京都の廃食用油有効利用促進事業補助金を活用するため、市の実質的な財政負担はございません。

今後のスケジュールといたしましては、先ほども申し上げましたが、10月中旬に回収を始めたいと思っておりますので、回収再生事業者との協定をまず締結いたしまして、リサイクル市民工房での回収を開始したいと思います。また、イベント等も活用しながら、市民への周知や回収促進にも取り組んでまいります。

本事業を通じて、市民が資源循環に参加できる機会を創出するとともに、脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組を進めてまいります。

私からは以上です。

○都市農業課長（山田弘光さん） 私からは、牟礼里山農園（仮称）の整備手法の変更に伴う対応について御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。牟礼里山農園（仮称）は、令和6年度の生産緑地の買取りにより保全した農地を活用し、市民が農に親しみ、触れ合う機会を提供するとともに、地域交流の拠点となる場として、現在整備を進めているところでございます。これまで農園内の整備に加えまして、管理運営方法や、近隣住民等と連携した運営体制の検討など、令和9年3月の開園に向けた取組を進めてきたところでございます。

しかしながら、今年度整備を予定しておりました管理棟につきまして、入札が不調となったことから、整備手法を一部見直すことといたしましたので、その内容を今回御報告させていただきます。

初めに1番、事業概要でございます。当初は、農園の管理運営に必要となる管理棟を、資料の図面のとおり農園南側に整備をし、令和8年度中の完成を予定していたところでございます。管理棟の規模は、居室面積で約80平米ほどを計画しておりましたが、現在の中東情勢等を背景とした資材不足や、建築費の高騰などの影響により、入札が不調となったところでございます。このような状況は当面継続することが見込まれることが想定されることから、本設の管理棟につきましては、令和9年度に再度、再設計を実施し、規模や仕様等を見直した上で、令和10年度に改めて入札を行うことといたします。

一方で、令和9年3月の開園に必要な管理機能を確保する必要がございますので、そのため、本設管理棟が完成するまでの間の対応として、必要最小限の機能を備えた仮設の管理棟を整備いたします。本設管理棟につきましては、再設計に当たり、施設規模や仕様等を精査いたしまして、事業費総額の縮減を図ってまいります予定でございます。

次に、仮設管理棟の概要でございます。仮設管理棟は、資料のとおり、農園管理に必要となる最低限のものを整備いたします。設置場所につきましては、令和10年度から南口部分で管理棟の工事が始まるため、給排水や電気の引込み、地面の傾斜などを総合的に考えまして、玉川上水側の東口部分を想定しているところでございます。設置に当たりましては、既存の果樹などを活用し、農園の景観や周辺住

[速報版]

民に配慮して整備をいたします。

次に、今後のスケジュール等でございます。先日、8月29日には住民説明会を開催いたしまして、14名の方に御参加いただきました。ここでは、仮設管理棟が設置されている間の運営方法などの質問がございましたが、仮設管理棟の整備につきましては、皆様に御理解いただけたものと認識しているところでございます。今年度は、仮設管理棟の整備に向けた取組を行うとともに、本設管理棟の整備に向け、間取りなどを決定する基本プランを作成いたしまして、12月には牟礼里山農園（仮称）の条例の議案を上程いたします。

令和9年度は、本設管理棟の基本設計及び実施設計を行いまして、令和10年度に本設管理棟の入札及び工事を実施し、令和11年3月の完成を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

○委員（粕谷 稔さん） すみません、ちょっとお伺いしたいと思います。まず、家庭用廃食用油の回収ですが、先ほど御説明があったとおり、東京都が3事業者というお話でございました。東京都のほうに確認をさせていただいたんですが、今回、回収拠点をリサイクル市民工房という形に——深大寺ですよね、これが西部地域というところ。

あと、東京都に確認した上では、市内で京王ストアさんと、あとマンションがやっていただくような方向性だというふうに認識はしているんです。例えばマンションですと、住民のみの方に限られるでしょうし、リサイクル市民工房と京王ストアさん、京王ストアは、あそこのかえて通りですので。旧京王ストアですね、すみません。西にちょっと偏り過ぎていないのかなと。

この事業は、我々委員会でも、大阪の堺に視察に伺わせていただいて、結構三鷹市の市民の方って意識の高い方が多いと思うので、最近、家で天ぷら、揚げ物をしないとか、そういう家庭も増えているような話も聞くんですけれども、意識的には、こうしたことで、今まで廃油の扱いを、リサイクルしていくというのはすごく歓迎されるのではないのかなという気がするんです。

今回の回収の拠点の課題としましては、あと調べたら、イトーヨーカドーさんでも既にやっているというお話があって、これも武蔵境にイトーヨーカドーさんはあるので、思い切り西に偏っていないのかなと。

であれば、まずは今後の、先ほどお話がありました東京都の方向性とか、協力事業者の方向性を確認しながらというお話ではあったんですが、中心の市役所が無理だとすれば、例えば、今リサイクルセンターが建築中ですので、ふじみ衛生組合とか、センター的な部分の拠点で、将来的には東部というか、バランスを持った事業等をしていくべきだと思うんですが、その辺のお考えを、まずお伺いしたいと思います。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） その点につきまして、私どもも認識しておりまして、確かにちょっと西のほうに偏っている。キッチンコートでもやっているというのは把握はしているところではあったんですけれども。まず、今回、どうしても民間で始めるというので、その調整をしていましたので、急遽、公共施設に切り替えたというところがございます。そういった中で、どこがまず素早くできるかなというので、ごみ対策課が所管をしている施設でやるというが、まずスピーディーにできるかなというところがございます。

[速報版]

その上で、東京都が今回、事業所さんと協定を締結したというのがこの8月なんです。この8月に立て続けに3つ締結をしております。実際、キッチンコートとはそれよりもっと前から始めているので、この3つの協定を結んだところが、多分早いところで、始めるのが大体この秋ぐらいだと思うんです。その3つの協定を結ぶのはどこで始めるかというのが、私どもで全くまだ分かっていないという状況がありますので、まずは早く始めるということ。

秋にすぐ三鷹に拠点がができるかは分かりませんが、その拠点がが増えていく過程の中で、やはりどこが適正なのかというのを見極めていきたいと思っておりますので、まずはスモールスタートという形ですけれども、1か所始めて、状況を見て、公共施設への拡大というのも考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（粕谷 稔さん） ありがとうございます。ということは、バランス感覚を持った拠点の整備をしていくという方向性は、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。再度お伺いしたいと思えます。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） そうですね、やはりバランスというのは非常に大事で、お買物の圏内とか、そういったところがないと、なかなかそういった回収というのも日常的には進まないと思いますので、そういった意味では、バランスを持って進めていきたいと思っております。

○委員（粕谷 稔さん） ありがとうございます。昨年でしたっけ、ふじみまつりでも回収していただいて、私も天ぷら油を持って行ってやったという経緯がございました。茂木調整担当部長がおっしゃったように、スモールスタートという形だと思うんですけど、今年の10月以降の市内のイベントとかいうところで、そういう機会をぜひ設けていただいて、市民の皆さんの反応という部分をぜひ勘どころとして持っていただいた上での、バランス感覚を持った回収拠点の整備という部分を。

また、東京都が主導でやっていただいても、東京都って結局広域ですので、市内でこういう拠点ができたといっても、地図上にプロットして見るということはないでしょうから、バランス感覚ってきつくないと思うんです。ですので、生活経済課というか、ごみ対策課の皆さんが頼りの事業だと思しますので、小さく産んで大きく育てる事業に、ぜひ。

これ、環境問題、今、市民の方って、これだけ今年、集中豪雨だとか、ネパールの大きな被害だとかという部分で意識がすごく上がっていると思いますし、身近に自分たちができることというのは、三鷹市の方ってすごく探していらっしゃる方、多いと思いますので、有意義な事業としていただくように、ぜひお願いをしたいと思います。

また、今後の展開なんかについても、ぜひ委員会のほうにも御周知いただきますように、よろしく要望させていただきたいというふうに思います。

ついでというか、この流れで里山農園の件についてもお伺いをしたいと思います。この間の決算の代表質疑の中でも、入札不調のことというのは指摘をされていたかと思うんです。今回、不調となった主な原因というのは、今御説明あったとおり、人件費とか、資材の高騰なのか、また、今回入札をするに当たって、市側のほうで予算規模を想定して立てていたかと思うんですが、その辺の部分の何か反映というか、手順はどうだったのかなというのを、現在、どのように認識しているか、お伺いしたいと思います。

○都市農業課長（山田弘光さん） そうですね、入札につきましては、今回不調となってしまいました。本当に主な原因としましては、物資の不足ですとか、建設業界の人手不足、人件費の高騰といった

[速報版]

ところがやはり主な原因となっております。そういったことを加味して、設計の段階では金額等をいろいろ設定したところでございます。

基本的に管理棟の設計費につきましては、都の基準に準じた市の基準に基づいて、積算基準で金額を算出したしまして、そこに物価上昇率などを踏まえた上で、全体の金額を算出しているところでございます。やはり、今回不調になったのは、急激な社会情勢の変化の中で金額が追いついていなかったということも考えられると思っておりますので、設計の見直しに当たりましては、建設事情の状況ですとか、事業者が参加しやすい条件とか、そういったものを改めて確認いたしまして、現在の情勢に合わせた管理棟の設計というものを行っていきたいなと感じているところでございます。

○委員（粕谷 稔さん） ありがとうございます。都とか、市の設定基準という部分があって、それに物価上昇率という形だと思うんですけども。今御説明があった中に、僕、この点はどうなんだろうと思うのは、スケジューリング的な部分。工期というか、この事業って、結構、今年度の肝煎りというか、牟礼の1つの三鷹のまちづくりの中核をなす里の事業の拡充の一環だと思いますし、ましてや都市農業をどう守っていくのかということでの問題提起の部分も、この事業をやることによって、農家の方への大きな追い風という部分にもなろうかと思うんです。

スケジューリング的な部分で難しくなかったのかなということと、あとは、今後、また新たな入札になっていくに当たって、やはり物価とか、人件費とかって、高止まりすると思うんです。また下がることってないと思うんです。さらには、物価上昇とか。本当に今の不安定な要素というのは、すごく付きまとうと思うんですけれども、今後はその部分を踏まえたさらなる価格の設定の見直しだとかいう部分とか、トータルの取組という部分で、次は本当にスケジュールどおりいくのかという見込み的な部分というのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○都市農業課長（山田弘光さん） そうですね、このスケジュール、工期につきましては、今回、今年度中ということで当初は想定したところでございます。やはり、工期的なところは事業者さんとのヒアリング等でもそんなになかったんですけども、こういった情勢でございますので、物資が不足して、人手も不足しているという状況でございますので、今後につきましては、基本的に施設規模を小さくして、入札物資も入手しやすいような素材を選ぶような形にして、必ずといいますか、何とも言えないんですけども、なるべく応札性の高い設計にいたしまして、令和10年度の完成に向けて設計をしたいと考えているところでございます。

○委員（粕谷 稔さん） ありがとうございます。やはり、最近ちょっとお伺いするのは、この入札不調に伴って、三鷹市の公共事業として提示する金額では、到底難しいんだよというようなお声を企業の方からお伺いする機会もあります。そうした部分では、東京都とか市の持っている算出の基準という部分を、東京都も大きく変えていかなきゃいけないでしょうし、それに伴った三鷹の算出根拠という部分も見直さなければいけないのではないのかなという気がして。

例えば、入札に応じてくださる市内事業者さんとか、企業の方って、こういう金額じゃあ、売上げにもならないから、もう入札には応じないよとかいうことになっちゃわないのかなという懸念が、素人考えではあったりして、民間のほうをやったほうが、自分たちの企業の持続可能な経営という部分を考えたときに、いわゆる公共施設をやることへの回避という部分につながりかねないのかなという気がしますので、都市農業の方に言って、どうこうなるかと、また庁舎全体でその部分は御対応いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

[速報版]

やりたいという業者さんって絶対いると思うんですね。三鷹に熱い思いを持っていらっしゃる事業者さんもういらっしゃるわけですし、そういった方々の思いに応えていけるような制度になるように、ぜひ工夫していただきたい。事によっては、業者さんとのヒアリングという部分も密に、今まで以上に必要なのかなという気がいたしますので、その部分も庁舎で共有していただいて、このすばらしい事業を着実に進められるようお願いをしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員（吉田まさとしさん） 吉田です。よろしくお願いいたします。まず、食用油の回収のほうからお聞きしたいと思います。東京都のほうで、これはまだ数とかは公表されていないというお話だったんですが、もし公表されるようでしたら、三鷹市民に対する周知なんかを、今後こういった対応をしていくのかなと思ひまして、お聞きしたいと思います。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） 委員さんのおっしゃるように、こちら、東京都のほうが始めたら、東京都は当然のことながら、そういった拠点を公開すると思いますので、そこは市も同じぐらいのボリュームで宣伝をしていきたいなと思っております。そうすることによって、今西に偏っているというお話がありましたけれども、もし市内全域にあるということが分かれば、回収に協力していただける方も多いと思いますので、できる限りの周知には努めてまいります。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。そうですね、私なんか、あまり広告とかを見ない人間なので、ぜひ周知を多くしていただければと思います。

もう一点なんですが、事業経費、今回、リサイクル市民工房を開設するというところで、東京都のほうから補助金が10分の10出るんですが、回収回数、これ公設の場所で増やす場合も、今後も同じような補助金というのを受けていけるんでしょうか。お願いします。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） そうですね、こちら、公設、民設にかかわらず、補助金の対象となっていることは確認しております。

以上です。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、牟礼の里山農園のほうなんですけれども、今回、仮設の事務所、面積的には、本設のほうで80平米、今回これを足すと26平米と、かなり小さく設定されているんですが、狭いからと言ったらあれなんです、運営に関して問題事とかは発生しないのか、一応確認させていただきたいと思います。

○都市農業課長（山田弘光さん） 面積につきましては、やはり仮設ということもございまして、今回は本当に必要最低限の面積とさせていただいたところでございます。使っていく中で、確かにここが広がったらいいなとか思うことはあるかもしれませんが、あくまでも今回は仮設ということで、この中でやっていきたいと感じているところでございます。

○委員（吉田まさとしさん） ありがとうございます。面積とか、大きさというところで、中の設備関係とかで違いも出てくるんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○都市農業課長（山田弘光さん） そうですね、本設の管理棟でございますと、トイレがバリアフリーだったりとか、そういったところがあるんですけれども、ここはあくまでも仮設でございますので、本当に本設の管理棟をぎゅっと小さくしたようなイメージでございまして、基本的な機能といったところでは問題ないかと考えております。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。ありがとうございます。アンケートとか取っていかれるんですけども、利用者の方からこの仮設で十分だという御意見が出た場合、そうした場合に、先

[速報版]

ほど縮小するというお話だったんですけど、本設のほうの規模も若干縮小していく必要性が出てくるのではないかなと思うんですが、その辺、確認させていただきます。

○都市農業課長（山田弘光さん）　そうですね、本設の管理棟につきましては、今回の物資不足といった状況もございますので、今予定している面積よりも、もう小さくする予定でございますので、来年度、仮設の管理棟が建ってから、そういったところもいろいろと確認をしながら、来年度、丁寧に設計をしていきたいと考えているところでございます。

○生活環境部長（鎮目　司さん）　ただいまの答弁に補足をいたします。今回、仮設を開園に合わせて建てるということで、本設の管理棟というのは、実はその運用ルール、細かい点、そういうものがまだ決まっていない段階で、ある程度想定をいろいろしながら、必要な機能を設計の中に盛り込んでいったものでございます。これは、規模や仕様は特にそうになっています。

もちろん、この仮設を建てて、また今後本設を再設計するわけですが、管理機能というのは必ず必要になるものです。ですが、その建物の規模や仕様というのは、当初、仮設で行く関係で、実際の運用ルールが固まって、本当に必要な最低限の規模というものを見極めができているんです。そこで、市に必要な部分を最低限のところを見極めて、かといって当然、長期間のものでありますから、仮設と同じということになるとは思っていませんが、当初に設計していたものよりは、さらにそぎ落としができるだろうと考えております。

そうした意味で、管理機能はしっかりしたものを持たせますが、建物の規模や仕様、部材などについては見極めをした上で、全体経費を抑えるような形で再度設計をしたいと、そのように考えるところで

○委員（吉田まさとしさん）　分かりました。そうですね、機能をしっかりしたところの基本設計ということで、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一点、最後になるんですが、本設の管理棟ができるまでの間、もともと管理棟を造る予定だったスペースというのは、どういう利用の仕方をするのか、最後、確認させていただきます。

○都市農業課長（山田弘光さん）　本設の管理棟は、南口部分に整備をする予定なんですけれども、来年度、設計をしている間につきましては、この研修広場といいますか、交流スペースといった形で開放するような形を、今想定しているところでございます。

○委員（栗原けんじさん）　よろしくお願いします。初めに、家庭用廃食用油の回収事業ですけれども、「回収した廃食用油を収集から再生まで体制を構築する事業者と協力し」とあります。協力する事業者を教えてくださいたいと思います。

それと、拠点をリサイクル市民工房に据えて、回収すると。ペットボトルなどに詰められた油を集めると思うんですけども、どのような形で。一定期間、そこで備蓄するというか、集めて、置いておいて、それで業者が回収に来るような形になるかと思うんですが、そのサイクルというか、プロセスを教えてくださいたい。どのようにしていくのか、安全面でも、衛生面でも、環境に対する配慮が必要だと思いますので、その点、どのように取り組まれる事業なのかというのを確認したいと思います。

最後に、今後のスケジュールで、イベントなどで回収等事業周知を図るということで、今決まっているイベントなどの回収事業があれば、確認したいと思いますので、教えてください。よろしくお願いします。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん）　まず、事業者名なんですけれども、こちらは、まだ現

[速報版]

時点では決まってはいるのですが、まだ契約とか、そういったところもございますし、先方との公表のタイミングとかもありますので、基本的には10月に広報等も含めてお知らせしたいと思っておりますので、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。

収集の頻度ですけれども、こちらは、どれだけ油が集まるかというのが1つ、ポイントになってくるかと思います。実際には、まだその詳細は決まっておりませんが、やはりこちらも1つの事業になりますので、油が少なければ、回る頻度は少なくなりますし、多く集まれば、たくさん収集しなければいけないという形になりますので、そこは事業の実施をして、その進捗を見ながら進めていきたいという形に考えております。

あと、その他の今後のスケジュールというところです。まずは、10月中に、こちらのリサイクル市民工房とは別に、常設ではない形でイベントを実施をする予定をしております。こちら、日程はまだ詳しくはお話できる状況ではないですけれども、基本的には10月中には必ずイベントを実施するという形で考えております。

私からは以上です。

○委員（栗原けんじさん） 初めに、イベントのほうですけれども、回数的な目標は設置されているのかということで確認したいと思います。周知をする重要なイベントになると思いますので、現時点で分かっているところをお願いしたいと思います。

それと、事業者なんですけど、決まっているということですが、こういう収集から再生までに取り組んでいる事業者というのは複数あるんですか。選定については、どのような選定をしようとしているのか、確認したいと思います。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） まず、イベントのほうですけれども、実際に油を集めるイベントというのは、今決まっているのは10月の1回です。あと、例えばふじみまつりとか、そういったところで、実際の収集はしませんが、リサイクル市民工房で回収していますよとか、こういった事業がありますよということのチラシを作成しての周知というのは、適宜やっていきたいと思っておりますので、その辺のところは単発に終わらないように、いろいろな場面で配布できるようなことを考えていきたいと思っております。

事業者のほうですけれども、こちら、協定を結ぶという中で、いろんなパターンはあると思うんですけれども、私どものほうが今想定をしているのが、収集と実際にSAFを精製するというのは、なかなか分野が全く別になってきますので、協定自体は複数の事業者さんと結ぶ形になります。その中で、収集運搬であったり、SAFを製造するところであったりとか、それを統括する事業者さんだったりとか、そういったところと協定を結んで進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（栗原けんじさん） この回収事業ですけれども、事業者との協定の中で、予算的に費用がかかるということはあるのか、最後に確認しておきたいと思います。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） 具体的な費用として、こちらから持ち出しで出ていくようなものというのは、今は想定はしておりません。ただ、実際にこういった収集運搬とかがというのは、本来ですと油を回収するときに油を買い取るという形になるんです。その買い取ったものというのが市の収入になるのか、全体の事業の中で、これ、いろんな経費もかかりますので、そこを見合わせていくのかというところがありますので、その辺りは今後やりながら考えていく形になりますが、少なく

[速報版]

とも市の持ち出しという部分においては、基本的にはないというふうには考えております。

以上です。

○委員（半田伸明さん） 牟礼里山農園のほうでございます。12月に条例が出てくるとありますが、まず確認から入ります。これは、設置条例ということでしょうか。

○都市農業課長（山田弘光さん） おっしゃるとおり、設置条例でございます。

○委員（半田伸明さん） となると、11月にまちづくり環境委員会、多分閉会中審査ということであらうかと思うんですが、そのときにこの牟礼里山農園（仮称）条例（仮称）の件につき、一定の行政報告があるのか、それとも12月議会にいきなり上程なのか、この辺りを教えてください。

○生活環境部長（鎮目 司さん） 現在の予定では、設置条例の議案で行こうと思っております。11月の報告予定というのは、今は考えておりません。

○委員（半田伸明さん） 本件、パブリックコメントには書けませんか。

○都市農業課長（山田弘光さん） ここは、パブリックコメントについては、企画経営課とも確認をしたんですけれども、計画とか、そういったものでは、あくまでも設置条例でしたので、パブリックコメントは今回は行いませんでした。

○委員（半田伸明さん） 片や、子どもの権利の条例、今回出てきましたけど、あれは制定条例なんですよ。これ、設置条例なんですよ。同じ条例なんです。片方がパブコメをかけて、片方がかけない、この辺がちょっと曖昧なのかなと思うんですよ。設置条例とはいえ、初めてつくるわけですよ。だから、ほかの制定条例と同じ扱いじゃないかという疑問が出てくるんです。企画経営課という話が出ました。具体的に設置条例だから、パブコメは要らないよという論拠がもう少し欲しい。

いかがでしょうか。

○都市農業課長（山田弘光さん） すみません、パブリックコメントにつきましては、パブリックコメントに出すときの要綱みたいなものがございまして、その要綱に基づいて、今回はパブリックコメントはしないという判断としたところでございます。

○委員（半田伸明さん） 委員長、すみません、一旦休憩取ってください。

○委員長（土屋けんいちさん） この際、休憩します。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員（成田ちひろさん） よろしく願いいたします。まず、家庭用廃食用油の回収のところで1点、確認させていただきます。こちらは、東京都が同様じゃないんですけれども、同じような事業を行うというのを知ったのが、今年度に入ってからということではなかったでしょうか。一応確認をさせていただきます。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） そうですね、事業を進めていることは存じ上げていたんですけれども、こういった事業に都自身が乗り出すということは、今年度に入ってから分かりました。以上です。

○委員（成田ちひろさん） これって、都の事業が始まっていないところで、市もやるということだったと思うんですけれども、都の事業がある中で、市が独自でやるというようなところについては、どういうふうなすみ分けというか、市の役割、この事業をやる意味みたいなことをどういうところに見いだしているのでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） 市としても、その点はちょっと踏まえて検討を行いま

[速報版]

した。東京都と競合しないように、公共施設で始めるということにしておりますけれども、むしろ、東京都の取組をより後押しというか、東京都に後押ししてもらおうという意味も含めまして、連携することで回収ネットワークの拡充につながると考えまして、市としても実施することがよいのではないかなという形で進めることといたしました。

○委員（成田ちひろさん） 分かりました。全体としての相乗効果みたいなところもということですね。先ほどほかの委員からも確認がありましたけれども、これはやはり周知みたいなのは、東京都が周知するより、もしかしたら三鷹市のほうが市報も持っていますので、周知しやすいのかなと思います。効果を、市が先ほどどのくらい集まるかとおっしゃっていたと思うんですけども、市独自で集まった量で、K P I じゃないですけども、そういうものを設定するのではなくて、全体としてどのように市民の理解が進んだのかとか、そういうところも加味した事業の取組にしていってほしいのかなというふうに思いましたけど、その点についてはいかがでしょうか。

○生活環境部調整担当部長（茂木勝俊さん） まさにおっしゃるとおりで、市も、もともとこれ、始めるときは月間100リットルとか、そういう目標を立てていたんですけども、結局三鷹市のところで回収できなくても、東京都が回収すれば効果としては一緒ですので、都の事業全体を見て、市の進捗状況というのを図っていききたいと思いますので、それによって整備とかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員（成田ちひろさん） 東京都のほうの事業の様子とか、できるならばそういう取組状況みたいなところも、三鷹市でどうなのかというのも聞きながら、この事業の意味とか、効果みたいなことも測っていく必要があるかなと思ひまして、確認いたしました。

続きまして、牟礼里山農園です。この委員会に、3月にも基本的な考え方で報告があったと思うんですけども、そのときと少し状況は変わっているかなというふうにも思います。幾つか確認させていただきたいと思います。まず、リースのものが、仮設管理棟が完成するのは3月ということですよ。その前に、先ほどちょっと質問がありましたけど、牟礼里山農園（仮称）条例の設置の条例をするということですよ。

もし、リースが遅れる可能性はないということなんですよ。

○都市農業課長（山田弘光さん） そうですね、仮設管理棟につきましては、業者に事前に確認を取りまして、令和9年3月には完成することは確認は取れております。

○委員（成田ちひろさん） 分かりました。あと、この仮設管理棟の場所なんですけれども、これだと、奥まで行かないと仮設管理棟がないと。入り口の場所を変えるわけではないですよ。そうなりますと、そもそも管理棟をここの位置にしたという機能みたいなところとか、意味みたいなところは、仮設の棟だと、なせないんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○都市農業課長（山田弘光さん） 今回のこの仮設の管理棟の場所につきましては、いろいろ検討したところなんですけれども、まず1点目、南口につきましては、今後、令和10年度に工事が入ってしまうと、もう使えなくなってしまうので、その辺は難しいと。ということもございまして、なるべく傾斜が少なく、平たい部分といいますか、なるべく箇所が取れて、入り口からもちょっと入れるような場所を選定したところで。

[速報版]

そうですね、管理棟のすぐそこに東口というのがございます。ここは、通常は閉鎖をしているんですけども、あくまで入り口がございますので、そこからも出入りができて、電気とか水道が取れるような場所というのを総合的に考えまして、今回、この玉川上水側の管理棟のところに決定しました。

○委員（成田ちひろさん） すみません、入り口が東と、西と、南にあるというのが、前の図面では示されているんですけど、管理棟が南口にあるので、私は南口がよく使われるのかなというふうに思っ
てはいたんですけども、全てのところが開放されているからということも含めて、この位置でも管理棟として役割が果たせるよと伺った、こういうふうな形でもよろしいのでしょうか。

○生活環境部長（鎮目 司さん） まず、本設管理棟が予定どおり建っていたのであれば、東口と西口というのは、通常は使わない、閉めておく、非常時だけと。今回、本設管理棟が不調となっていましたので、東口付近に一番近いところに仮設管理棟を建てます。

この仮設管理棟で運営している間は、東口の入り口を管理人が使うということで、地域のほうにも御説明を差し上げて、御理解いただいているというような状況でございます。また、その後、仮設が撤去されて、本設管理棟が建てば、東は通常は閉鎖して、元の予定のと通りの使い方をしたいと、そのように考えております。

○委員（成田ちひろさん） 使っていくうちに仕様とか、いろいろ変わっていくようなイメージですね。使う側の方は、今はここを使うんだといって、管理棟とかができたら、そっちを使うんだというようなイメージですね。結構、道をぐるっと回ったりとか、いろいろあるから、そういうのってあまり好ましくないのかなあというふうに考えるところです。

でも、牟礼里山農園の開設を優先してということですよ、今回の対応というのは。いかがですか。

○都市農業課長（山田弘光さん） そうですね、開園につきましては、ちょっと当初予定していた開園日に合わせるのか、今回の管理棟不調に合わせてちょっとずらすのかというのは、いろいろな検討をしたところでございます。ただ、牟礼里山農園につきましては、令和6年度に用地を取得いたしまして、その後、農地の整備ですとか、農園の運営の準備とかも進めて、協力の近隣の皆様とも、いろいろ開園に向けた協議を一定程度行ってまいりました。

やはり、開園が遅れてしまうと、農地という特徴上、どうしても雑草が繁茂してしまったり、病害虫が出て近隣に影響が出てしまったりとか、そういった懸念もございますので、市としては、やはり開園日はずらさないで、令和9年3月に一刻も早く開園するのが大事だということで、今回、仮設を整備して決定したところでございます。

○委員（成田ちひろさん） この農園という事情もあるということで、どちらを優先させるかじゃないですけども、そういうことも総合的に判断して、リースでやむなくということなんですね。分かりました。

リースって何年もつものなのかというのを、念のため確認したいと思います。一応期間としては、補正予算の資料で拝見しましたがけれども、期間、決まっているものだよということだと思っ
てんですけども。

○都市農業課長（山田弘光さん） このリースにつきましても基本的に2年契約で行いますので、2年間たったところで、仮設の管理棟が建ったところで、撤去する予定でございます。

○委員（成田ちひろさん） ありがとうございます。最後に、この前に配られた資料だと、100平米の管理棟というふうに記載があるんですけども、今回入札した際には、80平米だった。先ほど80平

[速報版]

米と聞こえたから、さらにそれより小さくして入札に臨んだんだなと。ですけれども、今後、また、それについてもやっぱり変えていかないと、難しいかもしれないというような認識なんではないでしょうか。

○都市農業課長（山田弘光さん）　そうですね、管理棟につきましては、あくまでも部屋の面積ですと80平米ぐらいで、純粋な建築面積、基礎の部分とか、全部含めると、大体160平米ぐらいになったところがございます。当初、予定としては、100平米ぐらいの管理棟ということでしたと説明していたんですけれども、確かに急斜面ということがございまして、平らなところを多めにつくりたいということもございまして、建築面積全体が少し大きくなってしまったということもございまして、そういったところも加味して、来年度設計では縮小して取り組みたいと思っていますところがございます。

○委員（おばた和仁さん）　すみません、時間が12時過ぎていて恐縮ですけれども、1点だけ確認させてください。

牟礼里山農園なんですけれども、この間、一般質問でも入札についてというやり取りがありましたよね。入札に関してちょっとお聞きしたいんですけれども、不調になった後に、一般質問のときには、結構すぐにまた入札ができるように、業者さんとも、なぜ不調になったのか、いろいろ意見聴取もして、次に備えるというような話もあったんですが、本件についてはされているんですか。

○都市農業課長（山田弘光さん）　入札が不調になりまして、今年度中に再度、設計を見直してということも検討したところがございます。ただ、やはり、今年度中に仕様の見直しを行っても、今の状況が変わっていないところはございますので、建築資材の不足ですとか、価格の高騰ですとか、そういったことを踏まえると、再度、入札不調になってしまうという可能性が非常に高いという結論になりました。

都市整備部との協議におきましても、事業者を確認しても、資材調達の見通しが立たないので、見積りの徴取とかもなかなかできないといった御意見もございました。なので、今回は、本当は今年度中に設計を見直してやりたいということもあったんですけれども、そういったことを判断いたしまして、来年度、1年間しっかり設計をして、令和10年度に工事に進むといった決断をしたところがございます。

○委員（おばた和仁さん）　ありがとうございます。その判断、正しい部分もちろんあると思うんですけど、かなり不確実性のある話ですよ。ちょっと気になるのは、そもそもこれ、100平米前後のものを当初造ろうとしていた。それを仮設のものにするということで、仮設期間が2年間に及ぶでしょう、今の計画では。

そうすると、この2年間における借りている賃料というのが発生すると思いますけれども、これ、幾らですか。

○都市農業課長（山田弘光さん）　実際に工事をして、撤去、リース料を含んで、大体1,760万円ほどでございます。

○委員（おばた和仁さん）　2年間で1,760万円ですよ。結構大きな金額になるということと、当然これ、100平米前後のものを26平米まで抑えて、それで2年間使っていただくと。しかも、入り口も、当初描いてた場所と全く反対側に置くということで考えると、本当にこの2年間必要なのかというのがやや気になります。

当初、1年間で、翌年にもう一回、再設計をして、入札をしてという、このスケジュール感でいうと、半年間、もう一回、再設計をして、来年度、今からやればちょうど1年じゃないですか。それで、来年の10月に入札をしてというスケジュールにすれば、1年間で仮設期間が済む、そういうことも考えら

[速報版]

れるんですけれども。

分かりました。すみません。それでは、要はそれだけ不便をかけるということも含めてどう考えていくか、そこをお願いします。

○都市農業課長（山田弘光さん）　今回、管理棟につきましては入札不調になりまして、こういう結果になってしまったんですけれども、この玉川上水側に設置する小さなものを建てるということで、実際管理する方についてはかなり厳しいところがございますけれども。

やはり、農園の開園をすごい楽しみにしていられる方が非常に多いので、そういったところも、今後、管理運営事業者と協力して、市民の方とか一緒に連携して、今回、仮設の管理棟にはなってしまいますけれども、よりよいものを造っていきたいなと考えているところでございます。

○委員（おばた和仁さん）　そういうことなんでしょうけれども、結局、だから、小さな管理棟でずっと行くことについての問題意識を持ってほしいなというふうには思いました。

ありがとうございます。

○委員長（土屋けんいちさん）　以上で、生活環境部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん）　休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん）　委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん）　都市再生部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○都市再生部長・調整担当部長（池田啓起さん）　本日、都市再生部から御報告申し上げるのは、報告事項1件になります。現在も、予定事業者と再調整を進めているところであります。今回は、その井ロー丁目8番用地への医療機関誘致の現在の進捗状況について、御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん）　それでは、私のほうから資料1のほうの御説明をさせていただきます。

まず初めに、1のこれまでの経過についてでございます。市と医療法人社団永寿会は、令和7年3月17日に病院の開設及び運営に関する基本協定を締結しまして、令和10年の病院開設を目標として、取組を進めてまいりました。当初のスケジュールでは、令和7年度中に病院建築工事に着工することを目指しておりましたが、昨今の建設費の高騰などを受けまして、事業者による工事入札が不成立に終わったため、計画の内容や、今後のスケジュール等を見直すことについて両方で確認をし、改めて協議を進めることとしたところでございます。

続きまして、2の基本協定の変更等についてでございます。市と事業者におきましては、当該地において、移転、新築を引き続き進める意向を確認するとともに、病院整備の実現に向けた再調整の中で、着工までの猶予期間を設定することや、病院開設までの資金計画への配慮を行うことなど、現状の社会情勢の中で事業の確実性を高め、長期にわたる事業停滞を防止する内容等を盛り込んだ基本協定の変更を行ってまいります。

基本協定の変更が済みましたら、今後、その基本協定に基づきまして、病院建築工事の入札結果にかかわらず、仮に今年も入札が不調になったとしても、今年度、定期借地権設定の契約を締結する方向で、引き続き協議を進めてまいります。

(1)では、基本協定の変更を予定している主な内容を挙げております。まず、アの定期借地権設定契

[速報版]

約の締結時期につきましては、当初は令和7年12月を目途としておりましたが、令和9年3月を目途に、公正証書を作成することに変更いたします。

次に、イの貸付料につきましては、公募時の提案価格を維持した上で、病院開設までの期間については、貸付料の一部を繰り延べることができる仕組みを追加しております。繰り延べる場合は、繰り延べた額につきまして、下のイメージ図に記載のとおり、貸付期間の残存期間において均等に分割し、各地の貸付料に加算して支払っていただくことを考えております。こちらは、総額は変わらない形となっております。

こちらにつきましては、現時点で繰延べすることを決定しているわけではございませんが、事業者側の具体的な資金計画における選択肢を増やしたというところでございます。

次に、ウの病院建築工事の着工時期についてでございます。こちらは、今回新たに追加した項目となりますが、昨年のような入札の不成立が今後も続き、いつまでも病院の整備が進まないといったことを防ぐために、病院建築工事の着工期限を新たに定めるものです。その期間は、令和12年3月末日までといたします。ただし、社会経済情勢等の影響により、市が認める場合は最大2年間延期できることといたします。

次に、エの病院の開設時期につきましては、当初、令和10年を目標としていたものを、病院建築工事の着工後3年以内を目途とすることにいたします。そのほか、病院開設の許可は事業者の責任と費用において取得する旨の追加や、撤去が完了した工作物の記載を削除するなどの変更を行う予定としております。

続きまして、ページ右側を御覧ください。(2)では、12月に議案上程させていただく予定の定期借地権設定契約の主な項目を整理しております。ア、土地の所在、借地権の存続期間に関すること。イ、用途指定、建築工事着工までの土地の使用等に関すること。ウ、貸付料の金額、発生日、繰延べ、改定などに関すること。こちらの繰延べに関しましては、今後そうすることが決まった場合に盛り込む予定としております。

続いて、エ、保証金の納付方法、充当、返還方法などに関すること。オ、違約金に関すること、カ、土地の引渡し、維持管理等に関すること。キ、制限される行為に関すること。ク、建物への権利設定、借地権の譲渡等に関すること。ケ、契約の成立・解除に関すること。コ、契約終了時の措置、更地返還や保証金の返還などに関すること。サ、公正証書の作成に関すること。これらにつきまして、契約の身に盛り込む予定としております。

最後に、3の今後の予定についてでございます。事業者におきましては、病院建築工事の着工に向け、東京都との補助金や病院の開設許可等に関する再調整を進め、改めて工事入札を実施するなど、早期開設に向けた取組を進めてまいります。市におきましては、国や東京都に対し、補助金等の拡充を要望するなど、本事業の目的である防災都市づくりの推進と、市内医療体制の充実強化を図るために、引き続き医療機関の誘致に向けた取組を進めてまいります。

下のスケジュール表を御覧ください。市におきましては、本日の行政報告の後、事業者と基本協定の変更を取り交わします。その後、仮に今年の工事入札が不成立になったとしても、定期借地の仮契約を行いまして、先ほども申し上げましたが、12月に定期借地契約の議案を上程させていただきたいと考えております。お認めをいただきましたら、令和9年3月に公正証書を作成し、土地の引渡しを行って、貸付期間の50年間でスタートする形となっております。

[速報版]

事業者におきましては、今年も10月から11月にかけて工事入札を予定しております。請負者が決まりましたら、年度内に工事に着工し、令和11年度には病院開設となりますが、昨年同様、入札が不成立となった場合は、翌年度以降も入札を繰り返す形となります。ただし、今回の基本協定におきましては、着工の期限を令和12年3月までとしております。期限を設定することで、病院開設の見通しを明確にしたところでございます。

なお、スケジュールにつきましては、今後の協議や各種手続の進捗、社会経済情勢等により変更となる場合がございます。その都度、適宜議会へ報告を行いながら事業を進めてまいります。

説明は以上です。

○委員長（土屋けんいちさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

○委員（半田伸明さん） 基本協定の変更について。2の(1)に、ア、イ、ウと並んでいます。繰延べイメージは、なるほど、しょうがないのかなという感じで受け止めてはいます。ただ、これを見てあれと思ったのは、契約書で定める貸付料の上に繰延期間分の貸付料上乘せとありますよね。要するに簡単に言うと、分割払いは後に回すという話でしょう。

それはいいんですが、契約書に定める貸付料の後、この部分は、改定に伴う変動ありとありますよね。これ、もともとそういう話でしたっけ。一定の金額が決まった以上は、それをずっともらい続けると私は理解していましたが、もともと基本協定の中に改定の条項はあったんでしょうか。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん） もともとの現行の基本協定にも、その部分については記載をしております。例えば、これから物価高騰、土地の価格がどんどん上がっていったときに、それが今の契約の価格で適正なのかといったところは、その状況を見て改定料を見直す必要もあるだろうと、そういったこともあるだろうということで、こういった条文を記載をしているところでございます。

○委員（半田伸明さん） 相手から下げてくれって言われたら、どうするんですか。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん） 上げる場合も、下げる場合も、これは可能性としてはあると思っております。いずれにしましても、そこは事業者と市との間での協議の中で進めていくことになりますけれども、上がることを前提にしているわけではございません。

○委員（半田伸明さん） これ、何か不安だね。言いなりになって、下げることはやめてよ。そこ、本当に心配。例えば地価が下がったとしますよね。何十年かは分からないけど、今インフレ局面ですけど、後にまたデフレ局面になって——デフレというのは、現金が強くて物の価値が下がることですから、土地の価値が下がったから、借地権の支払いを下げてくれと言われて、はい、分かりましたはやめてもらいたい。

だから、そこは、どういうことがあれば、どういう変動があるというのを、一々協定に入れる必要はないと思うんですが、そこは先方さんともう少し詰めておかないと、ここが曖昧なまま、変動があるって言ったじゃないですか、だから、今回下げてくださいよと言われてかねないから、そこは一定のくさびを打つ必要があると思うんだけど、どうでしょうか。

○都市再生部長・調整担当部長（池田啓起さん） 向こうさんとしては、やはり状況が変われば、下げたいという協議が出てくると思います。その際も、今おっしゃったように、市としてそれが適正なのかどうかという判断は、市側が有利な形で今交渉していきたいというふうに考えています。その考え方については、今協議の中でも、そこについては触れていきたいと考えていますし、何かしらの形で、そ

[速報版]

これは確認をできるような形を取っていきたいというふうに考えています。そこはしっかりやりたいと思います。

○委員（半田伸明さん） 定期借地権の設定に関する議案が12月に出てくるわけでしょう。契約の議案なんだから、契約の文書は当然出てきますよね。その中には、この改定に伴う変動ありというのは載るんですか。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん） 具体的な条文は、まだこれから煮詰めていくところでありますがけれども、そういったことも盛り込んで記載をしていこうというふうに考えております。

○委員（半田伸明さん） 下げてくれと言われて、安易に応ずるなというのは当たり前なんですよ。なぜなら、公有地だからね。本来、市民のために使われるものだから、一事業者が下げてくれといって、はい、そうですかとなったら、これは全市民の損失になりますから、そんなことは絶対やめてもらいたいということ。

あと、もう一つは、この改定に伴う変動ありで、上げ下げがあった場合、上がる時、下がる時は金額が変わるでしょう。ということは、定期借地権設定契約の中身が変更になるわけじゃないですか。定期借地権設定契約に当然、金額が載りますよね、契約の最初はね。それが上がる、下がるとなると、契約変更になるじゃないですか。この契約の変更は議案になりますか、それとも行政報告になりますか。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん） 議案の上程を考えております。

○委員（半田伸明さん） 分かりました。それを聞いて安心しました。じゃあ、変動がある場合は、金額の変更につき、契約の変更ということで議案になるわけですね。そうすると、議決という形を伴いますから、そこには一定の公益性は担保されるわけで、ここが大事だと思って、今回質問しました。

安易に下げることに応じてほしくないということと、あともう一つは、入札不調って我が市は関係ないんですよ。この相手の問題でしょう。我が市は入るべき賃料が入っていないんですよ。損害賠償ぐらい考えてもいいんじゃないのかなと思いますよ。結局、土地を遊ばせているわけですよ。その部分についての一定の支払いというのは、私はこれ、普通の常識で考えてもいいんじゃないかと。どうでしょうかね。

○都市再生部長・調整担当部長（池田啓起さん） 現地点においては、今回の遅延は事業者固有の課題というよりも、全国的な建設、また労務費の高騰による影響が大きいものと、市は認識しております。今回はですね。このままでは、いわゆるずるずると入札不調により契約ができないような状況で、遊休地となるような状況が続くことが懸念されるということも、市も非常に心配していました。

前回の当初の協定書の中では、やはり協議により解除するとか、期限を明確にせず目標値として設定をしていたところですが、今後こうした社会情勢が続くと思われる可能性が高いというふうにも市も判断しましたので、今回、きっちりと明確に期限を切って、歳入に賃料、貸付料が入ってくるような形で、今、協議を進めているところです。

なので、今回の契約までの期間に、多少維持管理はかかっております。その分についての損害賠償等は、現時点は考えておりません。

○委員（半田伸明さん） だから、それ考えなきゃ駄目だって言っているの。遊ばせている責任はどこにあるんですか、相手方でしょう。防災都市づくりの推進、いろいろ言葉は分かりますよ。だけど、持っている財産が活用されていないことに対する損失補償を、私は求めて当然だと思う。維持管理費はかかっていると、今おっしゃいましたね。維持管理費ぐらい出してくださいますよというぐらいの強気の

[速報版]

姿勢は、私は絶対必要だと思う。

交渉って、最後は強気で行って、引くのが落としどころだと、僕は思っているの。私も、サラリーマン時代、そういうの、いろいろな経験をしてきましたけど、本来だったら、あんたが払って当然なんだよと。だけど、払わなくて済むということを当たり前と思わないでくれと。だから、期限を設定して、再度入札不調であっても云々かんぬんという理屈はよく分かりましたけど、今後の様々な交渉を進めていくとき——さっきの改定に伴う変動の件もそうだけど、今後交渉していくときに、ここはどこだと思っているというのは、強く言ってもらいたい。

僕の土地を上げますねとか、貸しますねという話じゃないんですよ。市民の土地なんです。だから、入札不調になったら、不調になったのはあんたの責任だから、その間、金払ってよと、私は当然成り立つ理屈だと思う。それを払わずに済ませるというのは、私はおかしいと思うけれども。それはそれとして、その払わずに済ませてあげるということが、どのように公益の側面から説明できるのかがポイントなんです。説明するしかないですよ、防災都市づくりと言っているんだから。

その辺の関係は説明していくしかないけど。何でこういうことを言っているかということ、12月議会でこれは絶対論点になりますよ。何でもらっていないのと。そうならなかったら、話は別ですよ。でも、これが論点になって当たり前だと、僕は思うのでね。期待権の損失という意味でいうと、この事業者には責任があるのは当り前の話ですから、その辺りはきつく言っておきたいと思います。

あと、改定に伴う変動について、先ほどるる申し上げました。決して言いなりにならない。相手が強気に出てきたら、何なら解除でいいですよ、このぐらいの勢いでいいと思う。財産なんだから、財産は活用して当たり前。活用するのを目減りされるようなことがあったら、市民に対して説明がつかない。そのことは、先方事業者にもきつく言ってもらって、あくまで市が優位なんだという姿勢で進めていっていただきたい。

以上、申し上げまして質問を終わります。

○委員（吉田まさとしさん） よろしくをお願いします。この延期をする、遅らせるというところで考えると、広域的な地域で考えると、かなり医療施設というところに問題が出てくると思うんですが、遅らせることによって、北多摩南部医療圏の病床数とかの影響なんかまで考えた上での延期ということなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん） 今回、延期をするという意味合いよりは、昨年度、入札不調になって、今年度もまた昨年同様に入札を行って、ここで決めてどんどん進めていきたいというところなんですが、今年度の入札も、こういった社会経済情勢ですと、まだどうなるか分からないと。それで、また今年が駄目だったときに、それがまたずるずる行かないようにするというのが目的なのと、先ほどの御質問委員さんからお話がありましたが、このまま地代を払わないで、そのまま遊ばせておくというのも、市としても課題だと思っておりますので、しっかりと地代を頂き、期限も設けて、今後のスケジュールを明確にするというのが今回の協定の変更の趣旨でございます。

そういったところでいきますと、医療圏の病床数も非常に重要な、考えなければいけないことだとは思っておりますが、先ほど申し上げたような趣旨で、今回の取組を進めているところでございます。

○委員（吉田まさとしさん） 分かりました。ぜひ市として、早期解決に取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

[速報版]

○委員（栗原けんじさん） それでは、基本協定の変更についてですけれども、ウの病院建築工事における着工時期の追加で、期限を令和12年3月末日ということで区切るというのが、今回の中心的な中身ということを確認させていただければと思います。

また、米印で、最大2年間の延長が可能だと。これは、市が認める場合ということかと思うんですが、さらに最長は5年という規定なのかということを確認したいと思います。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん） 御指摘のとおり、仮に劇的な社会経済情勢の変動とかがまたあったりしたときということになりますけれども、その際は、さらに2年、着工までの期間を延長することができるというふうにしておりますので、そういったことになった場合は、5年間、着工までの期間が猶予されるといった考え方になります。

○委員（栗原けんじさん） 3年の工事、入札が難しくなる可能性もあるということは想定されると思いますけれども、5年、さらに延長ということが可能性として全くないとは言いきれないと思います。この点で、5年以上の再延長というのも考えられるのか。もし、それをするとすれば、どういう手続を取るのかを確認しておきたいと思います。

○都市再生部長・調整担当部長（池田啓起さん） 最長5年間、5年以上の延伸ということは一切今考えておりません。基本的には、5年もなく、基本的には3年で、この令和12年3月までに着工することを目標に、今協議を進めております。今年度も、10月から11月にかけて入札を行う予定です。事業者と、市もですが、ここで今年度、必ず決めたいという意思で今進めております。その結果、今年不調になった場合にも、この表にありますように、令和11年の入札公示までには必ず入札を経て着工し、目標とする期日までには病院を開設するということを、今、市と事業者においても、そういった認識で確認をしているところです。

よって、市として、5年以上の延伸は現時点では全く考えておりません。

○委員（栗原けんじさん） 5年でもし着工できなかったときには、これは破棄という形になると考えていいのかということ、確認したいと思います。

あと、この延期の基準、指標はどのように、市として考えるのか。物価高といっても、恣意的な判断では市民は納得がいかないので、どういう基準をもって、その延期を考えることが想定されているのか、確認したいと思います。

併せて、繰延べのイメージで、この割合というのは現状決まっているんでしょうか。

○まちづくり推進課長（野崎昭博さん） まず、御質問の1点目の延期の考え方の部分につきましては、やはりそのときの社会経済情勢とか、いろんな背景がある中で、そういった状況になるかもしれないといったところで、やはりそこでの状況を市と事業者でしっかり協議を行っていく必要があると思っています。今の時点で、ここで線を引きますといったところを明確にするのは、難しいかなというふうに思っております。

2点目の御質問の繰延べの割合といいますか、その部分につきましては、現時点ではまだ確定はしておりません。現在、事業者とも調整を行っているところでございます。

○委員（栗原けんじさん） 繰延貸付料と、当初の貸付料の割合は今協議中だということで、分かりました。

最大5年以上の変更はないんだという点は明確に示すことで、事業者も腹をくくって進めていくことになるかと思います。経済状況、なかなか厳しい状況が見通せますので、市側としても、市民の負担に

[速報版]

ならない形での取組をする必要があるという点は指摘しておきたいと思います。

終わります。

○委員長（土屋けんいちさん） 以上で、都市再生部報告を終了いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 休憩いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（土屋けんいちさん） 所管事務の調査について、本件を議題といたします。

まちづくり、環境に関すること、本件については引き続き調査を行っていくということで、議会閉会中の継続審査を申し出ることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長（土屋けんいちさん） 次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

次回委員会の日程については、本定例会最終日である9月30日とし、その間、必要があれば正副委員長に御一任いただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長（土屋けんいちさん） その他、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。